

## (5) 公共施設整備計画

### 1) 道路

道路計画は、地区中央で交差する国道 286 号と県道仙台村田線を本地区の主軸の道路として位置づけ、商業・業務系を中心とした土地利用であることも踏まえながら区画道路を適正に配置した。

国道 286 号については、商業施設予定地へのアクセス改善のため、中央分離帯の一部を開口し右左折レーンを設置のうえ、信号制御することとする。また、交通処理上の必要箇所にレーンや導入路を設置し、交通の流れを阻害しないよう配慮する。道路計画平面図を図 2-4 に示す。

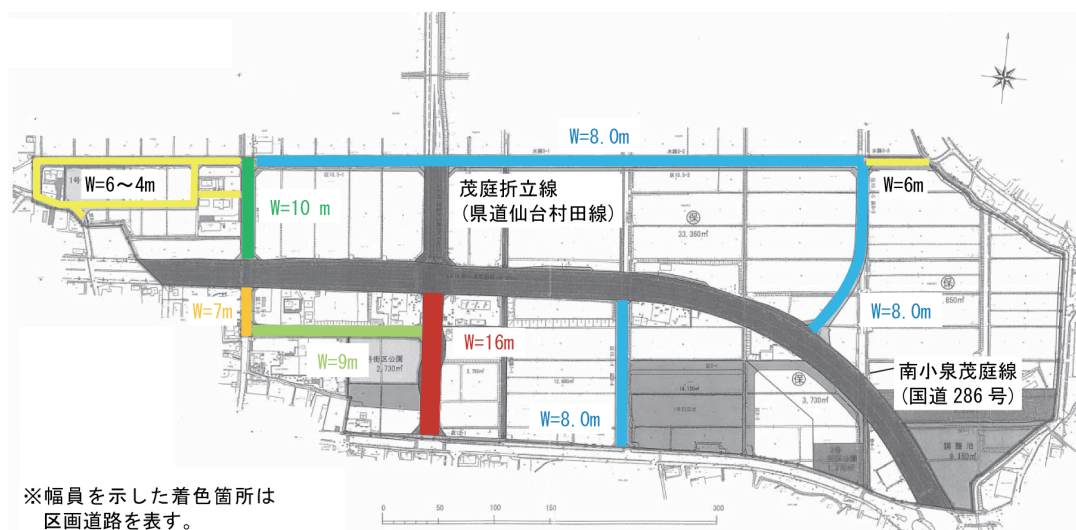


図 2-4 道路計画平面図

### 2) 公園

公園は、「土地区画整理法施行規則」(昭和 30 年建設省令第 5 号) 第 9 条第 6 号に基づき、地区面積の 3%以上かつ地区内想定人口 1 人当たり 3 m<sup>2</sup>以上を確保するとともに、誘致距離を考慮して表 2-3 に示すとおり配置した。

なお、公園用地の造成完了後には市へ公園用地を移管するため、公園施設の設計・施工は市が実施する。

表 2-3 公園面積

区分		面積
条件	地区面積	198,908.40m <sup>2</sup> ×3%=5,967.252m <sup>2</sup> 以上
	地区内想定人口	25 人×3m <sup>2</sup> /人=75m <sup>2</sup> 以上
公園計画面積		1号公園+2号公園+3号公園：5,987.11 m <sup>2</sup>

### 3) 水路

現況の主要な水路である計画地中央及び東側を流れる水路は、本事業による改修はせずにそのまま維持する計画である。その他の計画地内の細かい用排水路は造成により埋め立てるため、計画地北側に東西方向の水路を設置する。計画地北側の農地からの農業用水路は主要水路へと接続し、地区下流へ流下させる計画である。

### 4) 調整池

調整池は、評価書において1号調整池及び2号調整池を2箇所に整備する計画としていたが、減歩率を小さくするために調整池面積を可能な限り小さくすべく南東側の2号調整池に集約する計画とした(事後調査報告書(第1回)にて報告済み)。調整池は設置工事完了後に市へ移管する。

表 2-4 調整池計画諸元 (平成 27 年度末時点)

#### 【調節容量】

調整池流域面積 19.2ha × 単位流出抑制容量 750m<sup>3</sup>/ha = 14,400m<sup>3</sup>

#### 【調整池計算書】

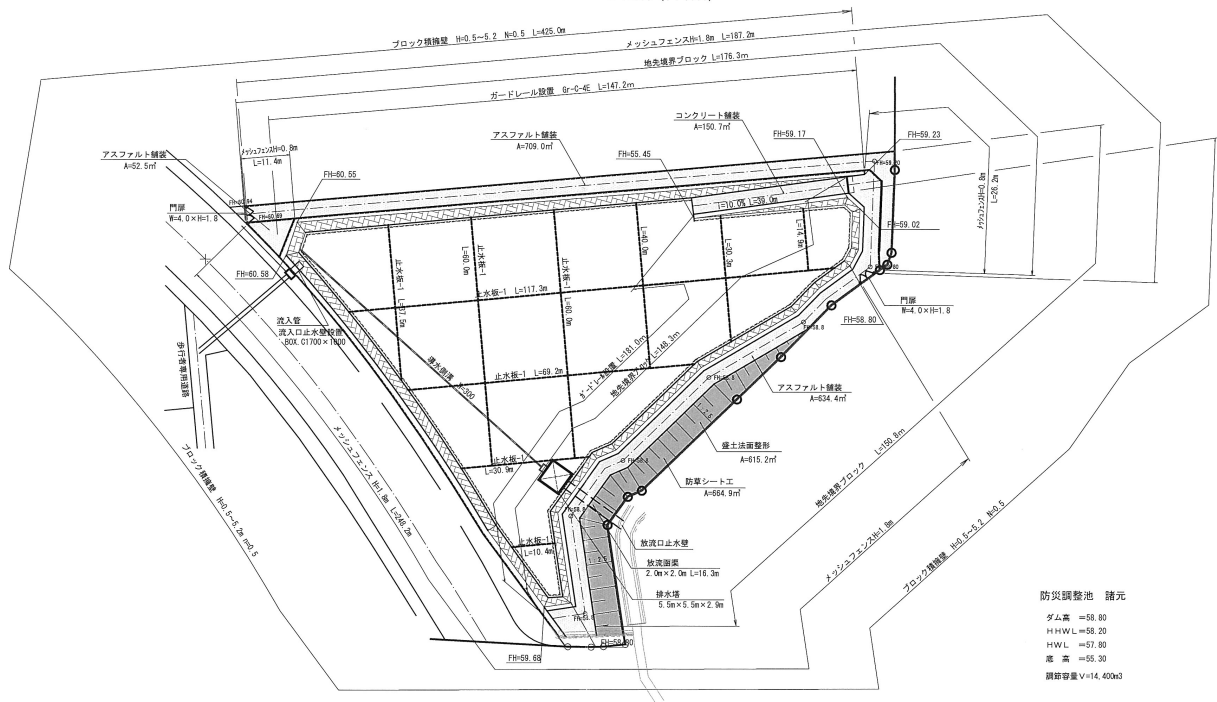
標高 (m)	高さ (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	平均面積 (m <sup>2</sup> )	容量 (m <sup>3</sup> )	累計容量 (m <sup>3</sup> )	備考
55.30		5,485				
56.00	0.70	5,649	5,567	3,897	3,897	
56.50	0.50	5,767	5,708	2,854	6,751	
57.00	0.50	5,885	5,826	2,913	9,664	
57.50	0.50	6,003	5,944	2,972	12,636	
57.80	0.30	6,074	6,039	1,812	14,448	H. W. L ≥ 14,400m <sup>3</sup>
58.00	0.20	6,121	6,098	1,220	15,667	
58.20	0.20	6,168	6,145	1,229	16,896	H. H. W. L
58.50	0.30	6,239	6,204	1,861	18,757	
58.80	0.30	6,310	6,275	1,882	20,639	

#### 【調整池諸元】

ダム高	58.80m
H. H. W. L	58.20m
H. W. L	57.80m
底高	55.30m
調節容量	14,400m <sup>3</sup>

## 調整池一般図

S=1:500 (1:1000)



防災調整池 諸元  
 ダム高 = 58.80  
 HHWL = 58.20  
 HWL = 57.80  
 池高 = 55.30  
 調節容量 V = 14,400m³

図 2-5 調整池計画平面図

### (6) 供給処理施設

#### 1) 上水道施設

地区内各戸の需要に対応できるように、道路敷内に給水管を敷設する。

#### 2) 下水道施設

本事業に併せて、分流式による管渠を道路敷内に敷設し、公共下水道へ接続する。

#### 3) 電気・電話

関係機関との調整を図り、地区内の需要に対応できる各施設を整備する。

### (7) 人口計画

本地区内に将来収容しうる人口は、表 2-5 に示すとおりである。なお、事後調査報告書(第 1 回)以降、人口計画に変更はない。

表 2-5 人口計画

項目	評価書公告時点	平成 27 年度末時点
既存住宅地地積	約 3,000m <sup>2</sup>	約 3,800m <sup>2</sup>
既存住宅 1 戸当たり地積	約 600m <sup>2</sup>	約 630m <sup>2</sup>
計画後住宅地地積	約 3,000m <sup>2</sup>	約 4,800m <sup>2</sup>
計画後総戸数	5 戸	10 戸
1 戸当たり人口	約 2.6 人	約 2.5 人
地区内人口	約 13 人	約 25 人
地区内人口密度	約 0.7 人/ha	約 1.2 人/ha

### (8) 建物等

建物等の最大高さは、平屋建て店舗を想定し最大 10m 程度とする。広告・看板については地区計画での制限や誘致企業との協議等を検討する。

### (9) 造成計画

盛土は地形の高低に合わせて計画した。土量計画は表 2-6 に示すとおりである。

計画地はほぼ平坦な地形であるため、地区内で土量のバランスをとることが困難であり、不足土は地区外より搬入する。なお、事後調査報告書(第 1 回)以降、土量計画に変更はない。

表 2-6 土量計画

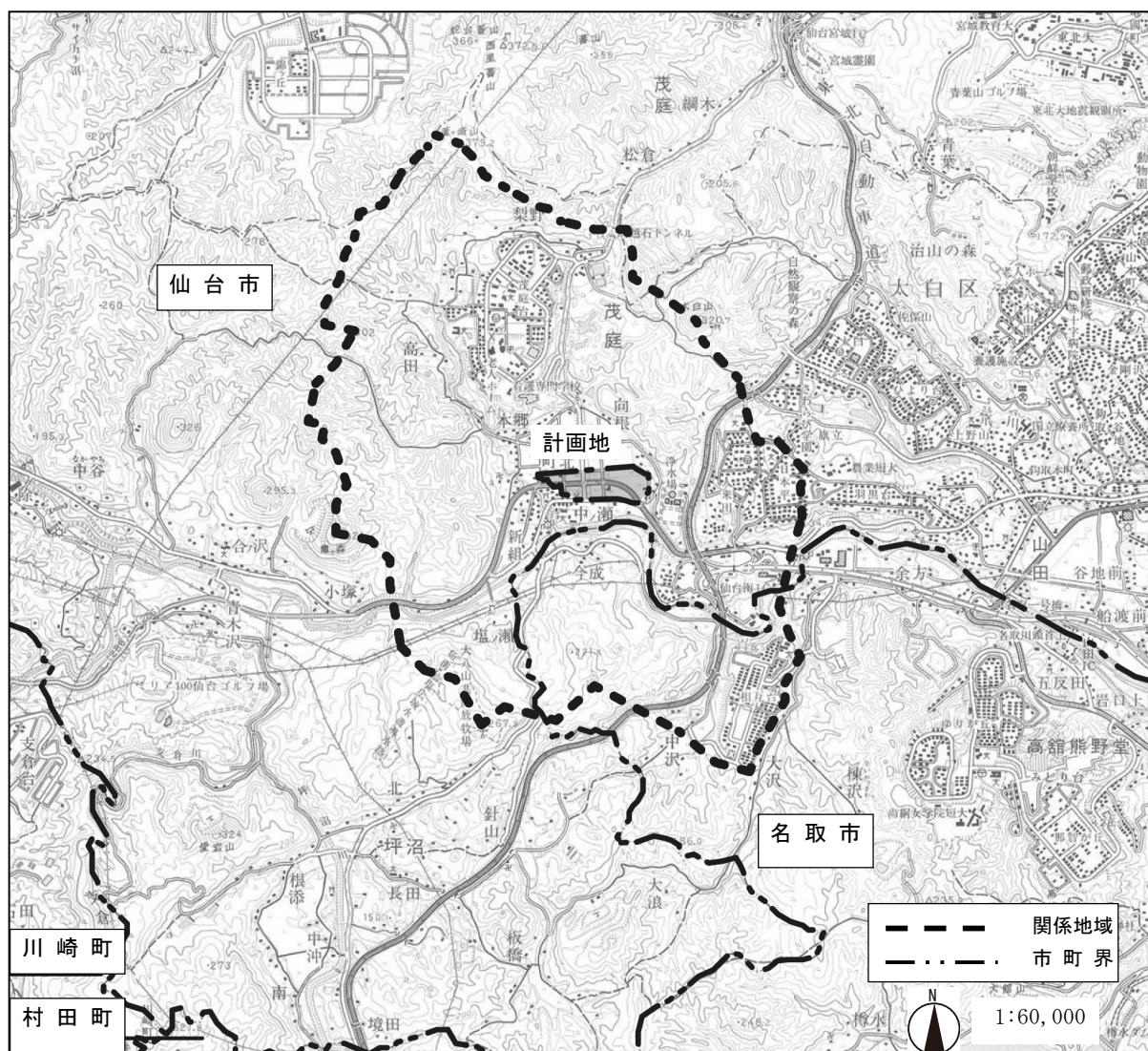
区分	評価書公告時点	平成 27 年度末時点
盛土量	270,000 m <sup>3</sup>	160,000 m <sup>3</sup>
切土量	15,000 m <sup>3</sup>	16,000 m <sup>3</sup>

### 3. 対象事業に係る評価書に記載された関係地域の範囲

関係地域の範囲は表 3-1 及び図 3-1 に示すとおり、各評価項目の影響範囲を考慮した。大気質では 1km 圏、騒音・振動では 0.2km 圏、水質では下流 1.8km、地形・地質では 0.2km、植物では 0.1km 圏とした。また、猛禽類ではその行動圏（約 3km）を地形に基づき区画した範囲とした。景観では計画地の大部分が視認できる範囲とした。なお、評価書公告以降の関係地域の範囲に変更はない。

表 3-1 関係地域

住 所	
仙台市太白区茂庭の一部	仙台市太白区坪沼の一部
仙台市太白区茂庭台	仙台市青葉区茂庭の一部
仙台市太白区人来田	名取市相互台
仙台市太白区日本平	名取市高館熊野堂の一部



この図は国土地理院発行の 5 万分の 1 地形図（仙台、川崎）を使用したものである。

図 3-1 関係地域の範囲